

<規制評価シート> (農林水産省作成)

【グリーンイノベーション⑤】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)
規制の概要(事務局記載)		<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) <p>○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。
所管省庁	担当府省	林野庁
	担当局名	森林整備部
	担当課・室名	治山課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林法第10条の2第1項第3号 森林法施行規則第3条第18号
	目的	森林のもつ公益機能を維持し、森林の土地の適切な利用を図る
	対象	地域森林計画の対象森林(保安林及び保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和49年の森林法改正により、林地開発許可制度を創設
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさない地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべきである。 ・温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されている等の説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべきである。 ・自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべきである(都道府県によっては条例で基準を定めているところがある)。 ・森林における風力発電の設置にあたっては、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要とすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>【森林・林業再生プラン(抜粋)】</p> <p>1. 新たな森林・林業政策の基本的考え方</p> <p>2. 3つの基本理念</p> <p>理念1: 森林の有する多面的機能の持続的発揮</p> <p>森林・林業に関わる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心を呼び戻し、森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保する。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】</p> <p>第1. 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p>4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開</p> <p>(3)6次産業化による活力ある農山漁村の再生</p> <p>我が国の農山漁村を再生させるため、意欲ある農林漁業者をはじめ、地域の多様な事業者が、バイオマスや太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーだけでなく、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化に至るあらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、必要な支援策を講ずることを通じて、農山漁村の6次産業化を実現する。</p>
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要施策である森林保全とのバランスを踏まえる必要。 	

<規制評価シート> (環境省作成)

【グリーンイノベーション⑤】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)
規制の概要(事務局記載)		<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) <p>○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	国立公園課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、第21条第3項(特別保護地区内における許可)、第22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項及び第2項(普通地域内における行為の届出及び措置命令)
	目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
	対象	国立・国定公園内において、工作物の新改増築その他の行為を行おうとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和32年自然公園法制定(当初より許可制度あり) 最終改正:平成21年6月3日(海域公園地区制度の創設)
規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)		<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさない地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべきである。 ・自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべきである(都道府県によっては条例で基準を定めているところがある)。

規制改革要望等への対応

<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p>	<p>(地熱発電について) ○近年では、普通地域内に大霧発電所(鹿児島県)と八丈島発電所(東京都)の建設を認めてきた実績がある。国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている。</p> <p>○公園区域外からの傾斜コントロール掘削については、既に平成16年に調査掘削の許可をした例があり、自然公園法による許可手続の適正な運用によって個別に判断しつつ、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画については許可していく方針である。</p> <p>(風力発電について) ○ご指摘の手続の明確化については、自然公園のうち、国立・国定公園における風力発電に関する許可の基準は、自然公園法施行規則第11条第11項において、全国统一基準が定められている。環境省においては、施行規則第11条第11項について、わかりやすく、より明確にするための技術的なガイドラインを作成しているところであり、今後とも許認可手続きの明確化に取り組んでまいりたい。</p> <p>○なお、都道府県立自然公園は、各都道府県条例により知事が指定、管理する公園であり、基準についても都道府県が定めているものである。</p>
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><地熱発電> ○国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている。傾斜掘削についても、個別に判断し、許可等が可能。 なお、自然環境保全上重要な地域を回避するための傾斜掘削等の技術の低コスト化の推進といった地域や自然との共生・共存を図るためのツールづくり、低コスト化に向けた技術開発などの取り組みを積極的に支援する考え。</p> <p><風力発電> ○施行規則第11条第11項について、わかりやすく、より明確にするための技術的なガイドラインを作成中</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	

<規制評価シート>(環境省作成)

【グリーンイノベーション⑤】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)
規制の概要(事務局記載)		<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) <p>○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	自然環境整備担当参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	温泉法第3条第1項(土地の掘削の許可)、第4条第1項(許可の基準)、第11条第1項(増掘又は動力の装置の許可)、第32条(審議会その他の合議制の機関への諮問)
	目的	温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することにより公共の福祉の増進に寄与すること
	対象	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和23年7月:制度創設(温泉法公布) 平成13年6月:許可の基準として欠格要件を追加(温泉法の一部改正法公布) 平成19年11月:許可の基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加(温泉法の一部改正法公布)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されている等の説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>○温泉法第4条第1項に該当するか否かについては、掘削の深度、地質の構造や泉脈の状態などによりそれぞれ差異があることから、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されていることを以て、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないと認めるに足る科学的な合意はない。都道府県知事は、個別に審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、判断することとなっており、このような制度を適切に運用することが重要。</p> <p>○なお、許可・不許可の処分の基準は、温泉法第4条第1項に該当するか否かであり、温泉法上、同意書は許可条件とはなっていない。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	○掘削の許可は、都道府県知事の自治事務であり、専門家を含めた審議会等の機関の意見を踏まえて判断することになっている。都道府県において、適切な判断がなされるよう、環境省としても、科学的知見の充実に努めていく。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (総務省作成)

【グリーンイノベーション ⑧】

規制改革事項(事務局記載)		スマートメータ(※)の普及促進に向けた制度環境整備 ー電力搬送線を利用した屋外通信(PLC通信)の緩和 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。
規制の概要(事務局記載)		PLCは光ファイバー・ADSL等の普及が困難な地域でも、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築できるが、現状においては、電波無線利用(アマチュア無線等)への漏洩電波の影響から、電波法で屋内利用に限定されている。
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波環境課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法施行規則第四十四条 無線設備規則第五十九条
	目的	無線通信業務に与える有害な混信の排除の観点からの共存条件の策定
	対象	電力線搬送通信設備
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成18年度改正
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、高速通信網の整備が不可欠である。PLCは導入費用が低くなるため、当該手段のひとつとして有力視されており、海外(欧米韓)においては、屋外利用が認められている。 我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを実現していくためには、海外でも認められているPLCの屋外利用を可能とすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	高速電力線搬送通信の屋外利用については、漏えい電波を十分に低減できるめどが立っておらず、他の無線利用システムに影響を与える可能性があることから、これを認めていない。 ただ、通信速度には制約があるものの、10kHzから450kHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信の屋外利用は認められており、当該方式を使用するスマートメーターは実現可能。 なお、平成18年の高速電力線搬送通信の制度化以降、屋外利用について事業者等からの具体的な提案もなく、どのような設備が想定されているのか不明なため、本要望に関し、具体的な共存条件の検討に着手できる状況にないと考えている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	屋外利用について具体的な提案がなされた場合には、実現可能性について検討することとしたい。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (経済産業省作成)

【グリーンイノベーション ⑨】

規制改革事項(事務局記載)		スマートメータ(※)の普及促進に向けた制度環境整備 ー電力メータ選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応 ※ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メータ。
規制の概要(事務局記載)		電力会社の供給約款においては、電力メータの選定・所有・管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款については、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部
	担当課・室名	電力市場整備課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気事業法第19条に基づく、各電力会社の電気供給約款等に規定。
	目的	法令による規制ではなく、電力会社が定めているものであるが、適切な計量に基づき料金徴収が行われることについて、電力会社が責任を負うことを目的とする(例えば、検定の有効期限が切れたメータがそのまま使用されないようにする)。
	対象	電力会社と契約する各需要家に設置されている電気メータ
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	ー
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、インフラとなるスマートメータの各家庭への円滑な普及促進が課題である。 したがって、需要家の電力使用量などのデータ利用の在り方及び電力メータの選定・所有・管理の在り方などについて検討し、スマートメータの普及、需要家の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	いわゆるスマートメータについては、消費電力量の「見える化」機能等を通じたエネルギー利用の効率化に寄与するとともに、今後、再生可能エネルギーの大量導入が想定されている中で、必要に応じて太陽光発電の出力抑制などを行うことが検討されており、省CO2化や系統安定化対策に貢献する面も大きいと考えられる。また、エネルギーの最適利用等に関連する新たなサービスの創出の土台となることが期待されている。 スマートメータに関するシステムの機能としては、①計量・遠隔検針と、②エネルギーマネジメント/付加サービスに大別できる。このうち、①については、電力会社が行う料金徴収の前提である適切な計量という機能を踏まえてその在り方を決定する必要がある。一方、②については、①を担う機器と必ずしも同じ機器である必要はなく、需要家が選択可能な別の機器が担い得るものであり、現状において特に選定・所有・管理の規制が課されているものではない。 これら2つの機能については、データを共通して活用すること等により、需要家にとってより便利なサービスを提供し得るものである。そのため、両者の間のインターフェースの標準化等により、当該機器を活用したサービス提供について競争を通じたイノベーションを促進していく必要があると考えている。 については、スマートメータについて、上記の論点も含めて、導入の費用対効果の分析、メータ自体に求められる機能(計量、通信、更なる付加サービス機能等)、標準化すべき事項とその具体的内容、設置費用の負担方法等の制度的課題について幅広く検討を行いたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	ー

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【グリーンイノベーション⑫】

規制改革事項(事務局記載)		国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積3,000㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。 ・ 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。 ・ 高齢者福祉施設における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び、幼稚園の乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	建築指導課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第21条 建築基準法第27条
	目的	建築基準法は、国民の生命等の保護を図ることを目的として、建築物に関する最低の基準を定めたものであり、火災に対する安全性の観点から、建築物の規模や用途に応じて主要構造部を耐火構造とする等の規制を行っている。
	対象	建築物
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年建築基準法制定 平成12年改正により建築基準の性能規定化を実施
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000㎡以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。さらに、2階建の病院や保育園は準耐火構造による木造建築が認められているものの、幼稚園や特養・ショートステイの建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	平成12年に建築基準法を改正し、建築基準の性能規定化を行った結果、必要な耐火性能が確保できれば、木造建築物であっても、延べ面積や高さの制限なく建築することが可能となった。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	上記のとおり。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (厚生労働省作成)

【グリーンイノベーション⑯】

規制改革事項(事務局記載)		国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)
規制の概要(事務局記載)		<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積3,000㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。 ・3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。 ・高齢者福祉施設における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び、幼稚園の乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)
所管省庁	担当府省	厚生労働省
	担当局名	老健局
	担当課・室名	高齢者支援課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条
	目的	火災時における入居者の安全を確保するため
	対象	特別養護老人ホーム
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	特別養護老人ホームの建物は、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいずれにも設けていない場合を除き、耐火建築物としなければならないとしている
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000㎡以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院や保育園は準耐火構造による木造建築が認められているものの、幼稚園や特養・ショートステイの建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等については一部を除き、地方公共団体の制定する条例に委任することとされ、耐火建築物等の設置要件についても参酌すべき基準とされたところであり、同計画を踏まえた地域主権改革推進一括法案の成立・施行後、2階建ての介護施設等について準耐火構造による木造建築を認めるかどうかについては各都道府県等の判断によることとなる。</p> <p>(参考)なお、平成22年3月13日に発生した札幌市のグループホーム火災を受け、「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」において、消防庁、国土交通省及び厚生労働省の3省庁が連携し、防火安全体制の在り方等について協議することとなり、現在緊急調査を行っているところ。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	同上
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	